



中小企業者に対する少額減価償却資産損金算入制度の拡充

Q

平成15年度税制改正により、中小企業者に対する少額減価償却資産損金算入制度が拡充されたと聞いています。どのような改正がなされたのですか。

A

この拡充された制度は、中小企業者が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得し、事業の用に供した場合には、その取得価額全額の即時損金算入を認める制度である。

従来は取得価額10万円未満の少額減価償却資産について一時の損金算入を認めてきた。この範囲が中小企業者に限り10万円未満から30万円未満に広がることとなるが、中小企業者以外は従来通り、10万円未満の限度額が適用される。

この「中小企業者」の範囲には個人事業者のほか中小法人が含まれる。個人事業者の場合は、常時使用する従業員の数が、1,000人以下であること、法人の場合は、資本又は出資の金額が1億円以下の法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人及び協同組合等がその範囲とされる。中小法人であっても、発行株式の2分の1以上が同一の大規模法人に所有されている法人及び発行株式の3分の2以上が複数の大規模法人に所有されている中小法人は除かれる。

現在少額減価償却資産の償却制度には、通常の償却制度のほかの3年間一括償却制度があるが、本年度の改正により中小企業者については即時損金算入制度の限度額が拡充されることとなる。

少額減価償却資産の償却制度

項目	通常の減価償却制度	少額減価償却制度		一括償却制度
		中小企業者	中小企業者以外	
対象範囲	全資産	30万円未満	10万円未満	20万円未満
償却方法	定率法又は定額法による普通償却	即時償却	即時償却	3年間均等償却
償却年数	法定耐用年数	なし	なし	3年間
期中取得の月数按分計算	要	なし	なし	不要

残 存 価 額	5%	な し	な し	な し
個 別 処 理	要	な し	な し	不 要
除 去 処 分	できる	な し	な し	できない